

4 障害者自立支援給付費支払システムについて

平成22年12月の障害者自立支援法等の一部改正に伴い、今後、国保中央会において、障害者自立支援給付費支払システムの改修を行う予定である。

今回の法改正は、施行日が平成23年10月1日(予定)のもの(グループホーム・ケアホームの利用の際の助成、重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化(同行援護の創設))と平成24年4月1日(予定)のもの(相談支援の充実、障害児支援の強化等)があることから、システム改修についても2段階で実施する予定である。

これに伴い、国保連インタフェース仕様書等についても一部変更となるが、これについては、平成23年10月施行分は、平成23年5月を目処に、平成24年4月施行分は、平成23年8月を目処にお示しすることとしている。

これにより、都道府県・市町村のシステムの改修が必要になるので、改修のスケジュールについて、別紙の【今後の予定】を参考にして、変更内容を踏まえた改修経費の確保等、必要な措置を講ぜられたい。

なお、平成24年4月には報酬改定も予定していることから、今回の法改正とは別に新たなシステム改修が必要になる場合も想定されるため、ご留意願いたい。

障害者自立支援給付費支払システムについて

- 平成22年12月の障害者自立支援法等の一部改正に伴い、今後、国保中央会において、障害者自立支援給付費支払システムの改修を行う予定である。
- 今回の法改正は、施行日が平成23年10月1日（予定）のもの（グループホーム・ケアホームの利用の際の助成、重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設））と平成24年4月1日（予定）のもの（相談支援の充実、障害児支援の強化等）があることから、システム改修についても2段階で実施する予定である。
- これに伴い、国保連インタフェース仕様書等についても一部変更となるので、これについては、平成23年10月施行分は、平成23年5月を目処に、平成24年4月施行分は、平成23年8月を目処にお示しする。
- これにより、都道府県・市町村のシステムの改修規模が判明することとなるので、変更内容を踏まえた改修経費の確保等、必要な措置を講ぜられたい。
- 平成24年4月には報酬改定も予定していることから、今回の法改正とは別に新たなシステム改修が必要になる場合も想定されるため、ご留意願いたい。
- システム改修のスケジュールの概要については下記【今後の予定】のとおり。

【今後の予定】 ※現時点での想定であり、今後変更することがあり得る。

	平成23年									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
平成23年 10月施行分		<ul style="list-style-type: none"> ・報酬算定構造（案）の提示 ・報酬（案）の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・インタフェース仕様書（案）の提示 ・システム改修（国及び自治体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスコード表（案）の提示 ・システム担当者説明会（未定） 					<ul style="list-style-type: none"> ・施行 	
	平成23年					平成24年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平成24年 4月施行分	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬算定構造（案）の提示 ・システム改修（国及び自治体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・インタフェース仕様書（案）の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスコード表（案）の提示 ・システム担当者説明会（未定） 							<ul style="list-style-type: none"> ・施行

5 全国障害児・者等実態調査（仮称）について

平成23年度においては、制度の谷間のない「障害者総合福祉法（仮称）」の実施等の検討の基礎資料を得るため、障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態やニーズを把握することを目的とする全国障害児・者等実態調査（仮称）を実施することとしている。

全国障害児・者等実態調査（仮称）の調査の名称、調査の内容、調査の方法等については、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下「総合福祉部会」という。）の意見を聴きながら、「全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）」において検討しているところである。

また、来年度実施する調査において信頼度の高い調査結果を得るため、調査方法及び調査項目等の有効性を検証することを目的として、厚生労働科学研究「障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究」研究班（研究代表者：平野方紹日本社会事業大学准教授）（以下「研究班」という。）において試行調査を実施しているところである。

平成22年7月27日の総合福祉部会において、ワーキンググループでの検討を踏まえた調査の基本骨格（案）について、また、10月26日の総合福祉部会において、ワーキンググループにおける議論及び障害者団体等からのご意見を踏まえ作成された試行調査の調査票（案）についてご議論いただき、その結果を踏まえて、研究班において試行調査が実施されているところである（調査の基本骨格（案）については、別添参照）。

調査の方法については、調査票を郵送により配布する方法とするか、調査員が調査対象者に調査票を手渡す方法とするか、検討をしているところである。

調査員が調査票を手渡す方法となった場合、従来5年ごとに実施していた身体障害児（者）実態調査（前回の調査は平成18年）と同様、都道府県、指定都市及び中核市が、市町村の協力を得て調査員の選定を行い調査を実施することとなるので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

今後、研究班においてとりまとめる予定の試行調査の結果を踏まえ、調査の名称、調査の内容、調査の方法等については、さらに検討を行うこととしている。

調査の実施時期については、秋頃を予定しているが、調査の詳細については、来年度の調査実施前に説明会を開催し、説明したいと考えているので、調査の円滑な実施について、ご協力をお願いする。

（参考）

- ・総合福祉部会の資料等のHPアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

- ・ワーキンググループの資料等のHPアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi36>

全国障害児・者等実態調査について

1. 調査の概要

これまで、障害児・者の実態を把握するための調査としては、身体障害児・者実態調査及び知的障害児（者）基礎調査を5年ごとに実施してきたところ。

今般、制度の谷間のない「障害者総合福祉法(仮称)」の実施等の検討の基礎資料を得るため、障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態やニーズについて把握するものである。

※ 調査の名称、調査の内容、調査の方法等については、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の意見を聴きながら、「全国障害児・者実態調査(仮称)に関するワーキンググループ」において検討しているところ。

2. 調査の内容(案)

(1)調査事項

①回答者の基本的属性に関する調査項目

障害の状況、障害の原因、日常生活の支障の状況、年齢及び性別、居住形態、障害者手帳等の種類、収入・支出の状況、日中の活動状況 等

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉サービス等の希望 等

(2)調査対象者

障害児・者(これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。)

3. 調査の実施主体

厚生労働省が都道府県、政令指定都市、中核市に委託して調査を実施する予定。

※調査の詳細については、来年度の調査実施前に説明会を開催し、説明する予定。

○全国障害児・者等実態調査（仮称）の基本骨格（案）について

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」（仮称）の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

- ※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、在宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対象とはしない。
- ※2 今回の実態調査の名称については、今後検討。
- ※3 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的に実施することを想定。

2. 調査の方法

A案

- ・抽出した調査対象地区の全世帯に調査票を郵送し、調査票記入後、郵送により返送する方法とする。

B案

- ・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。
- ・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。

- ・調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

- ※4 記入の支援方法等について、今後検討。

3. 調査の内容

（1）調査の内容を検討するに当たっての考え方

今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

(2) 具体的な調査項目とその必要性

①回答者の基本的属性に関する調査項目

調査項目	具体的な調査内容	必要性
障害の状況	・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障について一定程度分類した選択肢を示して選択（障害の重複状態についても調査）	・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障の程度について分析するために必要
障害の原因等	・ 障害の原因について選択肢を示して名称を選択 （名称の例：脊椎損傷、統合失調症等） ・ 発作など症状が断続的に生じるものについてはその頻度 ・ 障害の原因が生じた年齢又は診断を受けた年齢	・ 障害の状況を分類するために必要
日常生活又は社会生活上の支障の継続期間	・ 障害に伴う日常生活又は社会生活上の支障を生じることとなつてからの期間を選択（区分の例：6ヶ月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上5年未満、5年以上）	・ 障害の継続期間により、福祉サービスの利用状況や利用希望等に差があるのか検証するために必要
日常生活又は社会生活上の支障の発生頻度	・ 日常生活又は社会生活上の支障が発生する頻度を選択 （毎日、週〇回、等）	・ 日常生活又は社会生活の制限の程度の目安として確認が必要
年齢及び性別	・ 年齢（〇歳）及び男女の別	・ 調査対象者の年齢構成等について把握することが必要
居住形態及び同居者の状況	・ 居住形態（自宅、GH・CH等の別）、同居者の本人との関係	・ 居住形態、同居者の状況と福祉サービスの利用状況との関係等の検証を行うために必要
障害者手帳等の種類	・ 身体障害者手帳（障害の種類、等級別）、療育手帳（程度別）、精神障害者保健福祉手帳（程度別）、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券の有無 ・ 障害程度区分又は要介護認定の状況	・ 障害のある者がどの程度、現行制度による支援の対象となっているか等について検証するために必要。
収入の状況	・ 1ヶ月当たりの収入内訳を記載（就労収入〇円、公的年金〇円、手当〇円等）	・ 収入の現状を把握するために必要

課税状況等	・ 所得税・住民税の課税状況、生活保護受給の有無等	・ 収入状況を補完する情報として必要
支出の状況	・ 1ヶ月当たりの支出内訳を記載（医療費〇円、福祉サービス利用者負担〇円（うち食費等実費負担〇円、サービス利用料〇円）、家賃〇円等）	・ 収入に対する支出状況を把握するために必要
日中の活動状況等	・ 日中の主な活動内容について例を示して選択（就労、就学、居宅等） ・ 外出の状況	・ 日中の活動状況等の把握のために必要

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス等

障害福祉サービス等の利用状況	・ 居宅介護、生活介護その他の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用の有無及び利用量等	・ どのようなサービスを利用しているのか現状を把握するために必要
障害福祉サービス等の希望	・ 利用を希望するサービスの内容及び量（居宅内の介護等の支援、外出時の支援、日中の介護、就労の支援、生活の場等）	・ どのようなサービスにどの程度の利用希望があるのか把握するために必要
その他	・ 今後暮らしたい場所、困っていること、相談相手等	・ 今後どこで暮らしたいか等を把握するために必要

※5 調査項目については、過不足等について今後更に検討。

(3) 調査対象者の範囲について

障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、以下のとおりとする。

【参考1】障害者権利条約第1条（政府仮訳抜粋）

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者又は交付を受けていないものの、以下のような長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害に伴い、日常生活又は社会生活が制限される状態が継続する者若しくは継続することが見込まれる者

<例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難（difficulty）を伴う
- ②聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような自身で行う身の回りのことに困難を伴う
- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）を行うことに困難を伴う
- ⑦ものの持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の障害がある
- ⑪対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- ⑫外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある
- ⑬児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

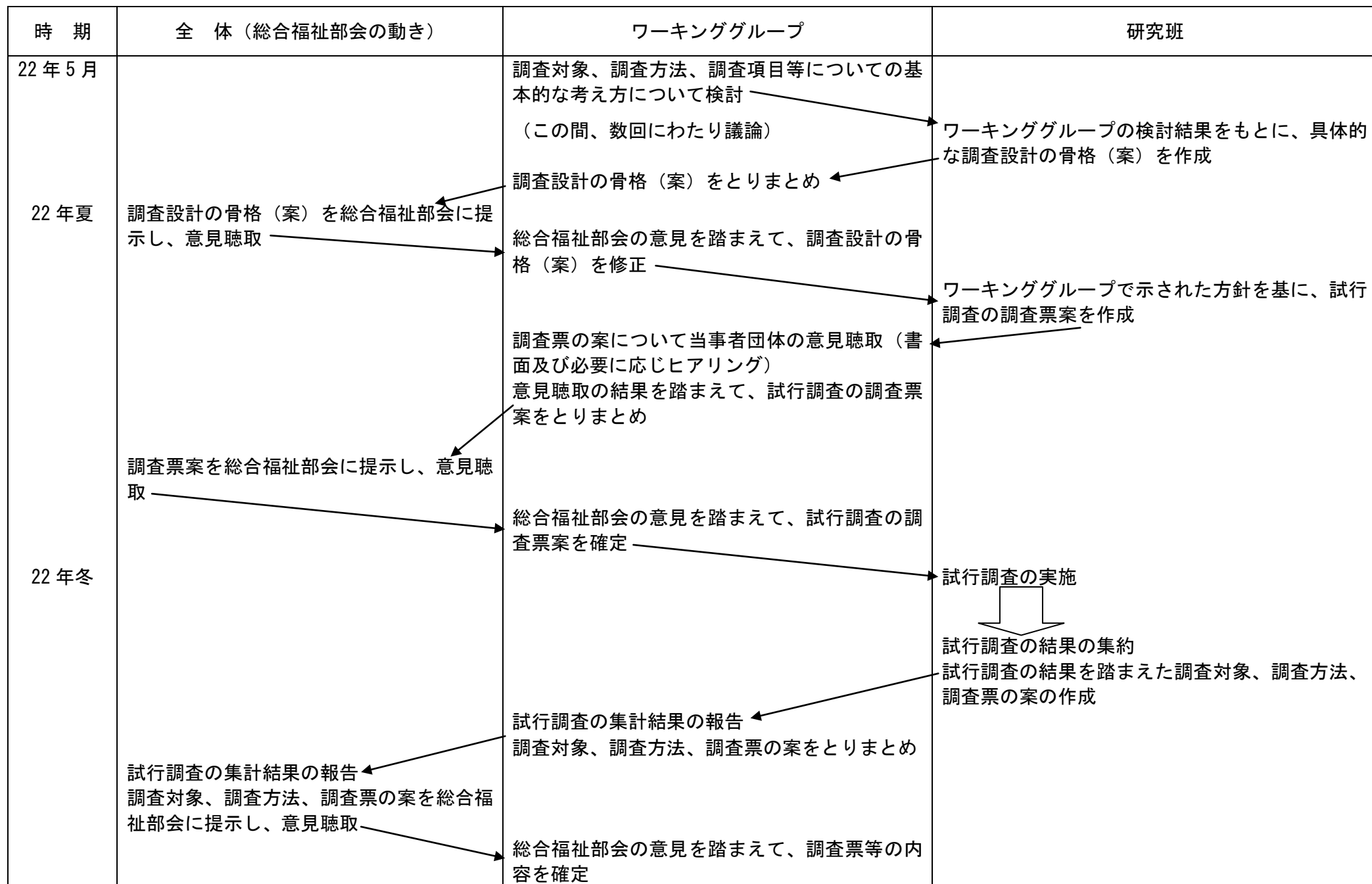
【参考2】

上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容（six question set）等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー（2001年6月）」において障害データが国際比較できるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたことから、非公式・一時的に組織された市民の集まり（CITYGROUP）であり、会合はこれまでに9回行われその概要が国連統計委員会に報告されている。

4. スケジュール等

別紙

全国障害児・者等実態調査（仮称）の検討スケジュール（案）



6 身体障害者福祉法における肝臓機能障害の認定について

身体障害者福祉法における肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家等による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところである。

今般、肝臓機能障害の障害認定の実施状況を把握することを目的とした調査を各都道府県等の協力により実施し、その結果を平成22年12月27日に公表したところである。

肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、対象となり得る方が適切に申請できるよう、本制度について周知に努めつつ、引き続き適切な認定事務を行っていただくようお願いする。

肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査の結果について

- 身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家等による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところです。

肝臓機能障害の障害認定の実施状況等を把握するため、10月8日付で身体障害者手帳の交付事務の実施主体である自治体に対して調査を依頼し、今般、その調査結果を取りまとめましたので、公表いたします。

(調査内容)

- ①肝臓機能障害の認定状況(申請件数、却下件数、手帳所持者数等)
- ②申請却下となった理由
- ③制度開始にあたっての指定医(注)への制度の周知の取り組み
- ④肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見

(注) 指定医とは、身体障害者福祉法において、都道府県等により身体障害の認定を行うための診断書・意見書を記載する医師として指定された者のことをいいます。

- 制度開始から半年間に5,697件の身体障害者手帳が交付されています。(申請件数:6,974件 → 却下件数:565件)
- 国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の点数が10点に満たなかったことを理由とする却下が、507件(89.7%)となっています。

(別添) 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果(概要)(PDF:132KB)

- 肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

(参考) 厚生労働省ホームページにおける広報

〈問い合わせ先〉

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 指導係

TEL:03-5253-1111(内線3029)

肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果（概要）

1. 調査の目的

身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところです。本調査は、肝臓機能障害の障害認定の実施状況を把握することを目的としています。

2. 調査時期・対象等

（時期） 本年4月1日（木）～9月30日（木）

（対象） 身体障害者手帳の交付事務の実施主体である自治体

（調査内容）

- ①肝臓機能障害の認定状況（申請件数、却下件数、手帳所持者数等）
- ②申請却下となった理由
- ③制度開始にあたっての指定医への制度の周知の取り組み
- ④肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見

※ 指定医とは、身体障害者福祉法において、都道府県等により身体障害認定を行うための診断書・意見書を記載する医師として指定された者のことをいいます。

3. 結果概要

（肝臓機能障害の認定状況（申請件数、却下件数、手帳所持者数等））

- 肝臓機能障害による障害認定が開始されてから、半年間の申請件数は、全国で6,974件となっています。そのうち81.7%には、9月末時点で既に身体障害者手帳が交付されています。

申請件数 （～H22.9.30）	申請中件数 （H22.9.30 現在）	申請却下件数 （～H22.9.30）
6,974	233	565

	1級	2級	3級	4級	合計
手帳所持者数 （H22.9.30 現在）	4,467	675	389	166	5,697

注1：申請件数には、既に手帳を取得している者が肝臓機能障害の追加の申請をした場合の件数を含みます。

注2：申請却下件数には、取下げ、返還等の件数を含まないため、以下の式は成立しません。
申請件数－審査中件数－申請却下件数＝手帳所持者数合計

(申請却下となった理由)

- 申請件数のうち、申請却下となった件数の割合は、8.1%となっています。その主な理由は、下記のとおりです。
 - ・ Child-Pugh 分類（注）の点数が10点に満たないため 507件
 - ・ 検査日から180日以内にアルコールを摂取しているため 29件
 - ・ 1回目検査と2回目検査の間が90日以上空いていないため 8件
 - ・ その他 21件

(注) Child-Pugh 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0～3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

※ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くことが、肝臓機能障害に係る身体障害認定基準となっています。

(制度開始にあたっての指定医への制度の周知の取り組み)

- 制度の開始にあたって、全ての自治体において、肝臓機能障害の指定医に対して何らかの方法で周知が図られています。そのうち10自治体において、指定医を対象とした研修会又は説明会が開催されています。

①これまでに研修会・説明会において、指定医に対して、肝臓の認定基準等について、周知を図った。	10自治体 (9.4%)
②これまでに研修会・説明会を実施していないが、今年度中に実施する予定がある。	2自治体 (1.9%)
③研修会、説明会を実施はしていないが、それ以外の方法で指定医に対する周知を図った。 (例：認定の手引きの作成・配布等)	91自治体 (85.8%)
②と③の両方に該当	3自治体 (2.8%)
④現在のところ、実施する予定はない。	0自治体 (0.0%)

(肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見)

- 106自治体のうち34自治体(32.1%)で指定医からの意見の記載がありました。
- 「Child-Pugh分類の合計点数が10点以上」としている現行の基準については、「厳しすぎるのではないか」との意見が27自治体からあり、「妥当であると考える」との意見が4自治体からありました。
- その他、以下のような意見がありました。
 - ・ 診断書における「180日以上アルコールを摂取していない」の記入の方法について、摂取していない場合に、○と×のいずれに丸を付けるべきなのか、分かりにくいのではないか。
 - ・ 1回目の検査と2回目の検査の間隔は、きっちり90日以上180日以内でなく、概ね同程度の間隔が空いていれば良いのではないか。

7 身体障害者手帳交付事務の適切な実施について

身体障害者手帳は、身体障害者に係る各種サービスや優遇措置を受ける際の証明手段となるものであり、これが不正に取得されることがないように交付事務を適切に行うことが重要である。

これまでも「身体障害者手帳交付事務の適正化等について」（平成20年3月24日障企発第0324001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知（別添参照））を発出しているところであるが、引き続き身体障害者手帳交付事務の適切な実施をお願いします。

(別添)

障企発第0324001号
平成20年3月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

身体障害者手帳交付事務の適正化等について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、身体障害者手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に添付される指定医の診断書の適正が疑われる事案が、北海道において発生した。

本手帳が身体障害者に係る各種サービスや優遇措置を受ける際の証明手段となっていることを踏まえれば、これが不適正に取得されることは由々しき事態である。

各都道府県、政令指定都市及び中核市におかれては、下記の事項に留意の上、身体障害者手帳交付事務の一層の適正化を図られるようお願いする。

記

- 1 法別表に掲げる障害に該当するか否かの適正な確認
 - ① 都道府県、政令指定都市又は中核市（以下「実施自治体」という。）は、申請書に添付された指定医の診断書等の内容に疑義が生じた場合は、交付に先立って別の指定医の診断等を受けるよう指導すること。
 - ② 特に、ある指定医の作成に係る診断書等の多くが虚偽であると認めた場合は、当該指定医の診断書が添付された申請書の事務処理に当たり、①の徹底を図ること。
 - ③ 実施自治体における②の判断を迅速に行うため、随時、身体障害者手帳の交付状況を少なくとも実施自治体単位で集約し、不自然な動き等がないかどうかを点検すること。

2 関係機関との連携の強化

実施自治体は、上記1②の指定医を発見した場合、速やかに同じ都道府県域内の他の実施自治体に情報提供を行い、当該実施自治体においても所要の対応ができるようにすること。また、関係する社会保険事務局にも情報提供を行うこと。

3 関係者に対する措置

- ① 上記1②の指定医が発見された場合、当該指定医を指定した実施自治体は、当該指定医の指定の取消の必要性の有無等を判断し、所要の処分等を行うこと。
- ② 実施自治体は、過去に当該指定医の診断書の添付により身体障害者手帳の交付を受けた者があった場合は、改めて法別表に掲げる障害に該当するか否かの確認等を行い、該当しないとされた者からは身体障害者手帳の返還を求めること。
- ③ 実施自治体は、当該指定医その他の関係者が法第47条に違反すると認められた場合は、告発を行うこと。

8 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」（平成17年法律第9号）に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定することとされている。（平成17年の物価が基準）

平成22年の全国消費者物価指数は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の手当額は下記のとおり0.4%引き下げとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

	(平成22年度)		(平成23年度)
特別児童扶養手当（1級）	50,750円	→	50,550円
（2級）	33,800円	→	33,670円
特別障害者手当	26,440円	→	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	→	14,330円
福祉手当（経過措置分）	14,380円	→	14,330円

(参 考)

障害基礎年金1級（月額）	82,508円	→	82,175円
障害基礎年金2級（月額）	66,008円	→	65,741円

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。(別紙「所得制限限度額表」参照)

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成22年度事業実績報告及び平成23年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、以下のとおり改定する予定である。

	21年度		22年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,346円	→	2,372円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,447円	→	1,505円

(4) 特別児童扶養手当の認定基準の改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」(平成22年10月13日年発第1013第1号厚生労働省年金局長通知)が公布され、「精神の障害」、「呼吸器疾患」、「心疾患」について、近年の医学的知見を踏まえ認定基準及び診断書の見直しが行われたところである。

特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の程度は、国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害程度の1級及び2級に相当するものであることから、当該手当についても「精神の障害」、「呼吸器疾患」、「心疾患」について、近年の医学的知見等を踏まえ、認定基準及び診断書の見直しを行い、また、「代謝疾患」においては、認定の標準化を図る観点から認定基準及び診断書の見直しを行うこととし、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」平成22年11月22日付障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成22年12月1日から適用)を発出したところであるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

(5) 特別障害者手当の認定基準の改正について

特別障害者手当の障害の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の規定に基づき、実施されているところであるが、今般、認定事務をより円滑に行うため、第三の2の(1)の表に該当する視野障害の程度(身障の視覚障害3級相当)を明記し、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の改正について」平成23年1月11日付障発0111第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知を発出したところであるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

(別紙)

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成23年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成22年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成23年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成22年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

9 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されたことから、制度の一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格が喪失し、再び受けることはできなくなるのでご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についても御協力方をお願いしたい。（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照されたい。）

なお、平成23年度の額は、平成22年の全国消費者物価指数が前年度と比較してマイナス0.7%となったことから引き下げとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

	(平成22年度)		(平成23年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	50,000円	→	49,650円 (2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	40,000円	→	39,720円

10 平成 23 年度障害者総合福祉推進事業について

本事業は、障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである総合的な福祉制度の制定・実施に向けた課題について、実態調査や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的として実施する。

募集テーマ等は現在検討中であるが、平成 23 年度早期に公募開始を予定している。公募に際しては、各都道府県に個別に通知するので、都道府県におかれては、管内市町村及び公益法人等関係法人に対する周知をお願いしたい。

また、厚生労働省ホームページにおいても公表する予定である。

(1) 予算案

2 億 5 千万円

(2) 事業の実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

(3) 実施方法

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、適当と認められた事業について採択を行う。

(4) 事業の内容

ア 補助対象事業(平成 22 年度の一部例)

- ・難病患者等の日常生活状況の困難度を踏まえた福祉サービスの提言
- ・海外の実態調査を踏まえた支給決定プロセスの考察
- ・就労支援・雇用のあり方の検討のための実態及び課題の整理

イ 補助率

定額 (10 / 10 相当)

11 平成23年度税制改正大綱の主な事項等について

(1) 平成23年度税制改正大綱の主な事項について

平成23年度税制改正大綱（以下「税制改正大綱」という。）において、障害保健福祉部の関係として、資料のとおり「成年扶養控除・配偶者控除の見直し（配偶者控除は検討事項）」、「譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充」が盛り込まれている。

①成年扶養控除の見直し

税制改正大綱においては、成年扶養控除の見直しについて、本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいと考えられるため、成年扶養控除の対象が見直されることとされている。一方で障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については、独立して生計を立てることが困難な状況にある人が少なくないと考えられることから、引き続き成年扶養控除の対象とすることとされている。

この見直しに伴い、形式的に影響が生じる可能性がある制度もあるが、低所得の方や障害を有する方など、社会保障制度の主たる対象者は控除見直しの対象外とされている。

また、影響時期は、早いもので平成25年1月からであるため、引き続き影響の精査を進めるとともに、必要に応じて対応を検討していくこととしている。

②譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

税制改正大綱においては、障害者のための通所サービスやグループホーム等のための土地の譲渡を行う際、土地収用法の事業認定を受けずに、簡易な証明により譲渡所得に係る特別控除の適用が受けられるようにすることとされた。これにより、障害者が、地域で暮らせるよう、通所サービス等の支援が拡充されることにつながると考えている。譲渡所得に係る特別控除は、平成23年4月1日以後に行う土地等の譲渡に適用することとされている。各自治体におかれては、必要に応じて関係者に対し、周知方お願いしたい。

(2) 年少扶養控除（0～15歳）、特定扶養控除（16～22歳）の見直しについて

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、平成23年1月から年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては、所得税・個人住民税の税額等と連動している障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担、特別児童扶養手当等の支給基準等に影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、平成22年1月28日、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置された。当該プロジェクト・チームにおいては、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することを目指して、制度の所管府省における適切な措置に関する基本的な方向性を議論し、同年10月6日に報告書が出された。

当該報告書において、障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担や特別児童扶養手当等の支給基準については、控除の見直しによる影響を遮断することを目指して、扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整することを検討している。

この扶養控除廃止に伴う影響は、平成24年1月から順次影響が生じることとなるため、各自治体におかれても円滑に対応していただく必要があるが、調整方法や法令改正の内容については現在検討中であり、詳細が決まり次第お示ししていくこととする。

平成23年度税制改正大綱の主な事項
(厚生労働省関係)
障害保健福祉部関係抜粋

安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

③成年扶養控除・配偶者控除の見直し【配偶者控除は検討事項】

成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得400万円以下の場合、障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必要な方を除いて、成年扶養控除を廃止する。

配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

良質な介護サービスの確保・障害者支援の総合的な推進

⑨譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。